

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 6 号

瀬戸蔵条例の一部を改正する条例

瀬戸蔵条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 2 0 条 <省略></p> <p><u>2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、第 5 条（見出しを含む。）、第 6 条（見出しを含む。）、第 1 0 条、第 1 1 条（見出しを含む。）及び第 1 2 条（見出しを含む。）の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「目的外使用等」とあるのは「目的外利用等」と、「使用料」とあるのは「利用料」と読み替え、第 1 8 条の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(利用料)</u></p> <p>第 2 1 条 <u>市長は、相当と認めるときは、指定管理者に瀬戸蔵の利用に係る料金（第 1 5 条に規定する駐車場使用料を除く。以下「利用料」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p><u>2 利用料の額は、第 7 条の規定により算出した</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 2 0 条 <省略></p>

<p>額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	
<p>その額を変更する場合も同様とする。</p>	
<p>3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額を公表しなければならない。</p>	
<p>4 第7条から第9条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料に準用する。この場合において、第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等使用料」とあるのは「施設等利用料」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「附属設備使用料」とあるのは「附属設備利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、」を「指定管理者は、市長が定める基準に従い、」に読み替えるものとする。</p>	
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第22条 <省略></p>	<p>第21条 <省略></p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第23条 市長は、第16条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料に処することができる。</p>	<p>第22条 市長は、第16条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。</p>

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	金額							
	午前	午後	夜間	全日	繰上・延長時間			
	9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分	8時30分～9時	12時～13時	17時～18時	21時30分以降 (1時間)

											（につき）
ホ ー ル	つ ば き ホ ー ル	舞台練習及平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		び催物準備	3,240	4,920	6,180	12,360	940	1,250	1,670	1,880	
	合	のため使用	土曜日、日曜	3,870	5,860	7,330	14,770	1,150	1,460	1,990	2,200
		する場合	日及び祝日								
	合	その他の場	平日	10,680	16,020	20,320	40,540	—	3,980	5,440	6,070
			土曜日、日曜	12,780	19,170	24,300	48,610	—	4,810	6,490	7,330
			日及び祝日								
		楽屋1		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620
		楽屋2		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620
		リハーサル室		1,250	1,880	2,410	4,810	410	520	620	730
	市民ギャラリー		1,670	2,510	3,140	6,390	520	620	830	940	
多 目 的 ホ ー ル	全面		8,590	12,880	16,340	32,680	2,610	3,240	4,400	4,920	
	A面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880	
	B面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880	
	C面		3,350	5,020	6,390	12,780	1,040	1,250	1,670	1,880	
会 議 室	特別会議室		2,820	4,290	5,340	10,790	830	1,040	1,460	1,570	
	会議室1		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室2		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室3		1,040	1,570	1,990	3,980	310	410	520	620	
	会議室4		1,460	2,200	2,820	5,550	410	520	730	830	
	会議室5		1,460	2,200	2,820	5,550	410	520	730	830	

備考 <省略>

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定（「を科すこと」を「に処すること」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表第2の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の別表第2の規定は、令和元年10月1日以後に施設等の使用

の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に施設等の使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。